

役員及び評議員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝楽会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員等の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員等への報酬等は、これを支給しない。

(費用弁償の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたり負担することとなる費用を弁償するため、費用弁償を支給する。

(職務の種類)

第4条 費用弁償を支給する職務は、次のとおりとする

- 1 評議員会及び理事会等への出席、及び役員改選時等役員候補としての出席
- 2 監事による監査（定期または臨時）
- 3 行政機関による監査への立ち合い
- 4 役員及び評議員等の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- 5 その他理事長が必要と認めた職務

(費用弁償の支給額及び支給方法)

第5条 前条各号に規定する職務に係る費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 前条（1）から（3）に規定する職務については、当該職務1回につき5000円を支給する
 - (2) 前条（4）及び（5）に規定する職務については、社会福祉法人勝楽会旅費規定を準用し、施設長の旅費に相当する額を費用弁償として支給する。
- 2 前項の費用弁償については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし前項（2）に掲げる費用弁償については、当該役員または評議員等の旅費請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第6条 この法人の職員である理事については、第4条（1）から（3）の職務にかかる費用弁償は支給しない。ただし、評議員会及び理事会等が、法人事務所でない場所で行われる場合は、費用弁償を支給する。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

付則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。